

議員に聞く憲法改正

~私たちは、憲法改正にどう向き合えばいいのか?~



平成30年 7月8日 (日)
13:30~16:30

会場：静岡県経済産業会館 大会議室

静岡市葵区追手町44-1・静岡駅から徒歩約13分。裏面に地図

パネリスト

(入場無料・定員144名・予約不要・先着順)

自由民主党 宮沢 博行 議員

※インターネット中継をする予定

立憲民主党 山尾 志桜里 議員

お問合せ先：静岡県弁護士会

(054-252-0008)

共産党 山添 拓 議員

(裏面もご覧ください)

国民民主党 (調整中)

日本維新の会 (調整中)

主催



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

共催 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会

憲法改正の議論が進められています

- ・3月25日、自民党の党大会で、憲法改正4項目のたたき台案が示されました。
- ・9条に自衛隊を明記、緊急事態に内閣が国会に代わって政令を定めたり、議員の任期を延長できるようにし、参議院選挙の合区を解消し、国が教育環境の充実努力義務を負うという4点が示されました。
- ・これに対しては、そもそも憲法改正の議論の前にすることがある、憲法改正によらず法律を制定すれば実現できる、改正案の説明と実際の条文が対応していないなどの批判もあります。

憲法改正の国民投票とは

- ・憲法の改正は、国会の衆参各議員の総議員の3分の2以上の賛成で発議され、国民投票において過半数の賛成が得られると成立します。そして、現在、改憲派とされる議員の数が各院とも3分の2を超えるため、いつでも国民投票になる可能性があります。
- ・国民投票の過半数は、有権者数の過半数ではなく、有効投票の過半数です。最低投票率の定めがないので、棄権が増えれば、有権者数の半分より少ない賛成でも国民投票で成立する可能性があります。
- ・国会で発議されてから60日～180日以内に国民投票が実施されます。
- ・国民投票で賛成や反対に投票してもらうための運動は、選挙運動に比べるとかなり自由です。一方で、テレビやラジオのCM規制が緩やかなので資金力、組織力のある側が有利になるとも言われています。

改憲か否か、議員がガチンコで議論！

ところが、憲法改正というと、抽象的な議論が多く、税金や社会保障のような身近な政策課題と違って実感が湧かないのではないかでしょうか。

そこで、実際に国会で論戦を繰り広げることになる国会議員に、ガチンコで対決していただき、メリット・デメリットを明らかにしてもらい、ご自身の考え方を決める参考にしていただこうというのが、このシンポジウムの目的です。右も左も無党派も、是非お越しください！

シンポジウム議題

- ・各党の憲法改正についての立場はどんなものですか？
- ・9条に自衛隊明記をしても何も変わらないのでしょうか？
- ・現在の憲法は緊急事態に対応できないのでしょうか？
- ・国民投票のあり方は、このままでいいのでしょうか？
- ・など

